

豊島区子どもの権利に関する条例

豊島区子どもの権利に関する条例(平成18年4月1日施行)

豊島区では、子どもたちが希望をもって今を生き、次代を担っていくことを願い、「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定しました。

この条例は、大切な子どもの権利の保障や、子どもに関わるおとなの役割、区による子どもの権利に関する施策の推進などを定めた条例です。

子どものみなさん

あなたの人生の主人公は、あなたです

あなたのことは、あなたが選んで決めることができます

失敗しても、やり直せます

困ったことがあったら、助けを求めているのです

あなたは、ひとりではありません

私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます

あなたがあなたらしく生きていけるように、いっしょに考えていきましょう

あなたという人は、世界でただ一人しかいません

大切な、大切な存在なのです

～条例前文より～

大切な子どもの権利

子どもはおとなに保護されるだけの存在ではなく、一人の人間として尊重される存在です。子ども一人ひとりが自分らしく健やかに成長していくために、この条例では、次のような子どもの権利を「大切な子どもの権利」として保障しています。

安心して
生きること

個性が
尊重されること

自分で
決めること

思いを
伝えること

かけがえのない
時を過ごすこと

社会の中で
育つこと

支援を
求めること

子どもの権利に関する区の取組

区では、子どもの権利の普及啓発、社会参加の推進、居場所の充実など子どもの権利を保障するための取組を行っています。詳しくは区のホームページをご覧ください。

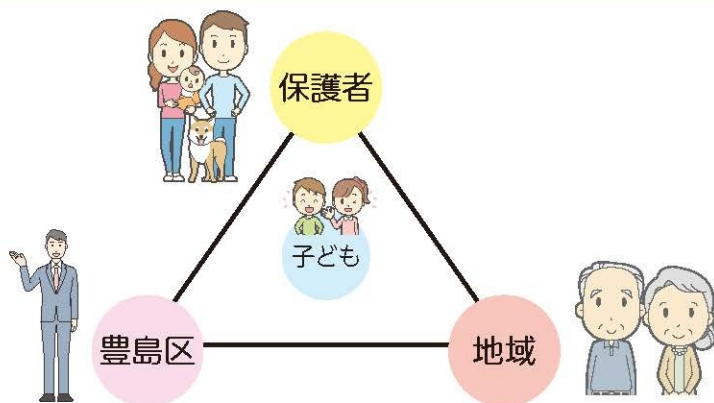


子どもに関わるおとなの役割

この条例では、大切な子どもの権利を保障するために、子どもに関わるおとなの役割も定めています。おとなそれぞれの立場から、以下のような役割を規定しています。

おとなには、子どもを深い愛情のもとに健やかに育てる責任があります。そのために、おとなは、家庭、学校及び地域の中でお互いに手を携え、協力しながら、子どもの限らない力を信じて最善の努力をします。

～条例前文より～



保護者の役割は、

- ・子どもの命を守ること
- ・虐待などにより、子どもの心身を傷つけないこと
- ・子どもと共にいる時間を大切にすること
- ・子どもの気持ちに耳を傾け、意見を尊重すること
- ・子どもが他人の権利を尊重できるように、子どもの手本になること
- ・子どもの発達に応じてプライバシーを尊重すること

豊島区の役割は、

- ・子どもの権利が侵害された場合、区民と力を合わせて子どもを守ること
- ・子どもがいきいきと安心して生活できる環境を用意すること
- ・子どもに関わる施設で、子どもの健康を守り、遊びや学びを充実させること
- ・子どもの社会参加を支援し、子どもの意見を尊重すること

地域のおとなの役割は、

- ・安全安心な環境をつくり、守ること
- ・互いに声をかけあい、子どもの成長を支援すること
- ・住民自治の担い手としての役割を子どもに伝え、子どもの手本となること
- ・児童虐待を発見した場合、関係機関に通告すること

子ども若者課では、「豊島区子どもの権利に関する条例」の内容を紹介したパンフレットの配布や動画の活用、「子どもの権利」についての出前講座を行っています。

ご希望の方は、ぜひ下記担当までご連絡ください。

問 子ども若者課 子どもの権利擁護グループ ☎03-4566-2402